

(1 9) 【発行国・地域】日本国特許庁(J P)
(4 5) 【発行日】平成 3 1 年 3 月 2 5 日(2 0 1 9 . 3 . 2 5)
(1 2) 【公報種別】意匠公報(S)
(1 1) 【登録番号】意匠登録第 1 6 2 7 5 0 2 号(D 1 6 2 7 5 0 2)
(2 4) 【登録日】平成 3 1 年 3 月 1 日(2 0 1 9 . 3 . 1)
(5 4) 【意匠に係る物品】コードレス電話機

【部分意匠】

(5 2) 【意匠分類】H 7 - 4 1
(5 1) 【国際意匠分類】L o c (1 1) C 1 . 1 4 - 0 3
【Dターム】H 7 - 4 1 A
(2 1) 【出願番号】意願 2 0 1 8 - 8 8 7 6 (D 2 0 1 8 - 8 8 7 6)
(2 2) 【出願日】平成 3 0 年 4 月 2 3 日(2 0 1 8 . 4 . 2 3)
(7 2) 【創作者】

【氏名】鹿田 和

【住所又は居所】大阪府堺市堺区匠町 1 番地 シャープ株式会社内

(7 3) 【意匠権者】

【識別番号】0 0 0 0 0 5 0 4 9

【氏名又は名称】シャープ株式会社

【氏名又は名称原語表記】S H A R P K A B U S H I K I K A I S H A

【住所又は居所】大阪府堺市堺区匠町 1 番地

(7 4) 【代理人】

【識別番号】1 0 0 1 6 0 7 8 3

【弁理士】

【氏名又は名称】堅田 裕之

【審査官】中田 博康

(5 5) 【意匠に係る物品の説明】本物品は、別途ホルダーにセットして壁掛けや卓上で保持して使用されるコードレス電話機である。レシーバー部分を除いた本体前面は、曲面タッチディスプレイの全面表示部となっており、本体側周面は筐体である。通話機能だけでなく、表示内容を変えることで、フォトフレームとしての使用や、時計やカレンダーとして使用することも出来る。

(5 5) 【意匠の説明】青色で着色した部分以外の部分が、部分意匠として意匠登録を受けようとする部分である。各図の表面部に表された濃淡は、いずれも立体表面の形状を特定するためのものである。一点鎖線は、本体前面上側でのレシーバー部分を切り欠いた表示部の外周に沿う線であり、部分意匠として意匠登録を受けようとする部分とその他の部分との境界のみを示す線である。

【図面】

【斜視図】

(2)

意匠登録 1 6 2 7 5 0 2



【正面図】



【背面図】

(3)

意匠登録 1 6 2 7 5 0 2



【平面図】



【底面図】

(4)

意匠登録 1 6 2 7 5 0 2



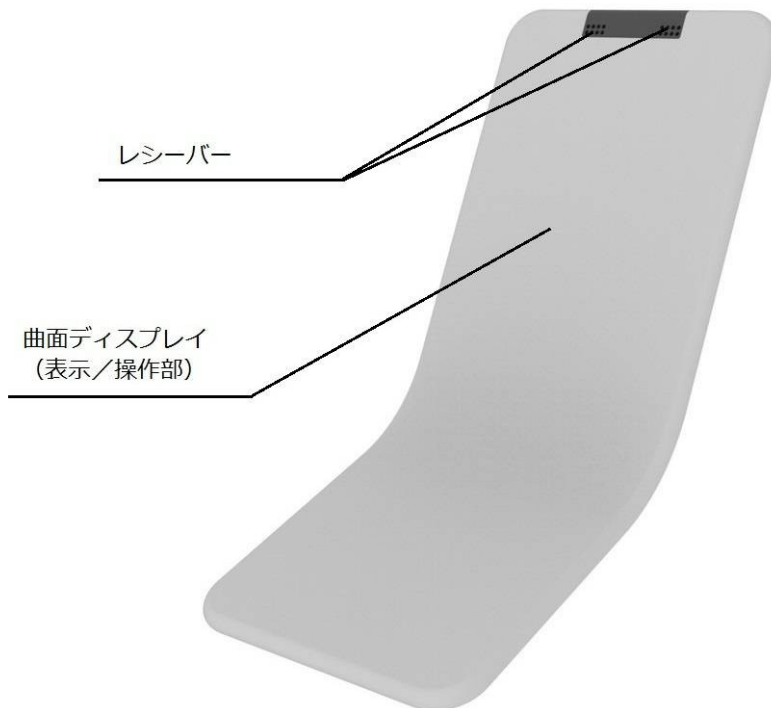
【右側面図】



【左側面図】



【各部の名称を示した参考図】



特開2014-161009 設計、12号、2012巻、173頁、(特許庁意匠課公知資料番号HB25000067) 大韓民国意匠商標公報、08-16号、(2008-8-14)、30-0502207、(特許庁意匠課公知資料番号HH20435940) 米国特許商標公報、(2014-9-30)、D714270、(特許庁意匠課公知資料番号HH26319164) 米国特許商標公報、(2015-8-18)、D736752、(特許庁意匠課公知資料番号HH27317761)